

◎新潟県告示第991号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の新発田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年9月4日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

監事 新発田市東新町4丁目16番2号 鈴木 一夫

退任年月日 令和2年8月4日